

改正 平成19年4月1日

第1 目的

八王子市障害者自立生活支援事業（以下「自立生活支援事業」という。）は、障害者が主体となったサービス供給団体の提供する福祉サービスを活用することにより、障害者の主体的な自立生活を支援し、もって、地域における障害者福祉の増進を図ることを目的とする。

第2 実施主体

自立生活支援事業の実施主体は、八王子市とする。ただし、自立生活支援事業を、次の要件を備える「福祉サービス供給団体」に委託することができる。

- (1) 福祉サービス供給団体の運営委員会等の運営方針を決定する機関において、障害者が過半数を占めていること。
- (2) 福祉サービス供給団体を運営する責任者が障害者であること。
- (3) 福祉サービス実施事務統括者が障害者であること。
- (4) 民間非営利の団体であって、地域の福祉サービスの供給に実績を有すること。
- (5) 障害種別を越えて福祉サービスを提供していること。
- (6) その他、事業目的に適合し、市長が特に認めるもの。

第3 利用対象者

自立生活支援事業の対象者は、八王子市民であって地域において自立生活支援を必要とする障害者等とする。

第4 事業対象となる福祉サービスの種類

実施主体が支援し、地域の福祉サービス資源として活用する事業の対象となる福祉サービスの種類は、以下のとおりとする。

（必須事業）

(1) 障害者自立生活プログラムサービス

障害者自身が地域の中で自立生活を行う上で必要な生活力を習得することを目的とした自立プログラムを作成し、グループ形式、講座形式等の方法により実施する。

（任意事業）

(2) 個別プログラム支援サービス

障害者自身が自立生活体験をできる場を確保し、より具体的・実践的な自立生活のための体験をすることができるようにするとともに、個人ごとに対応した障害を有するが故に必要となる生活上の知識や技能を習得することを目的とした個別プログラムを作成し実施する。

(3) 自立生活支援サービス

- ・地域で自立生活を行う障害者に対して、自立生活を行う中で直面する問題に対する相談、苦情解決等の支援を実施する。
- ・その他市の実情に応じて、障害者が地域で自立するために必要な在宅サービスを実施することができる。

第5 職員配置等

1 自立生活支援事業実施者は、自立生活支援事業を行うため、(1)又は(2)のいずれかに該当する者を配置するものとする。

(1) 社会福祉士等のソーシャルワーカーで障害者の相談・援助業務についての経験がある者

(2) 保健師、理学療法士、作業療法士等で障害者の相談・援助業務についての経験がある者

2 自立生活支援事業実施者は、自立生活支援事業を効果的に実施するため、専門的技術を有する者（社会福祉士、介護福祉士、医師、保健師、理学療法士、作業療法士、建築士、エンジニア等の専門援助者）を必要に応じ嘱託職員として、確保するものとする。

3 職員の責務

(1) 自立生活支援事業に従事する者は、利用者及び利用世帯のプライバシーの尊重に万全を期すものとし、その業務に関して知り得た人の秘密を漏らしてはならない。

- (2) 自立生活支援事業に従事する者は、自立生活支援事業の果たすべき役割の重要性に鑑み、各種研修会への参加や他の職種との交流等あらゆる機会をとらえ、自立生活支援技術の向上を図るための自己研鑽に努めるものとする。

第6 自立生活支援事業実施上の留意事項

- 1 自立生活支援事業実施者は、自立生活支援事業に係る経理と他の事業に係る経理とを明確に区分するとともに、本要綱第4第1項第1号から第3号に定めるサービスについては各々他のサービスに係る経理とを明確に区分するものとする。

- 2 生活支援事業実施者は、年1回以上定期的に自立生活支援事業の実施状況を報告するものとする。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。